

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年6月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第17号

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条から第9条までを削る。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(総合企画局市長公室)